

平成22年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月22日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	8
3番 菅野博子議員	8
7番 湯澤清訓議員	18
管理者提出議案の上程及び説明	23
議案第7号の説明、質疑、採決	24
議案第8号の説明、質疑、採決	26
議案第9号の説明、質疑、採決	27
議案第10号の説明、質疑、採決	29
議案第11号の説明、質疑、採決	30
議案第12号の質疑、採決	32
議会行政視察実施について	38
管理者あいさつ	38
閉 会	39

埼玉中部環境保全組合告示第5号

平成22年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年10月15日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成22年10月22日（金）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第 7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 2 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 9号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第10号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例
- 5 議案第11号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	福 田	悟	議 員	2 番	長 嶋	貞 造	議 員
3 番	菅 野	博 子	議 員	5 番	中 野	昭	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	現 王 園	孝 昭	議 員	9 番	福 島	忠 夫	議 員
1 0 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 1 番	神 田	隆	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成22年10月22日（金曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第 7号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第 8号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第 9号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第10号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第11号の説明、質疑、採決
- 第12 議案第12号の質疑、採決
- 第13 議会行政視察実施について

閉 会

○出席議員（13名）

1番	福田	悟	議員	2番	長嶋	貞造	議員
3番	菅野	博子	議員	5番	中野	昭	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
8番	現王園	孝昭	議員	9番	福島	忠夫	議員
10番	大澤	芳秋	議員	11番	神田	隆	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	小柳	幸一郎	議員
14番	内野	正美	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井	保美	君
副管理者	原口	和久	君
副管理者	石津	賢治	君
代表監査委員	白津	吉英	君
会計管理者	江中	安秋	君
事務局長	原	勇	君
庶務課長	新井	久夫	君
施設課長	水村	清	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井	治久
----	----	----

◎開会の宣告

(午前 9時08分)

○内野正美議長 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成22年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名で、定足数に達しております。よって本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

また、去る7月の鴻巣市長選挙でめでたく当選されました原口市長さんには、引き続き当組合の副管理者としてお務めをいただくわけでございますので、ここで一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○原口和久副管理者 皆さん、おはようございます。大変議会の貴重なお時間を拝借いたしまして、このような機会を設けていただきましてありがとうございます。ただいま議長さんのほうからお話がありましたように、去る7月25日でございますけれども、鴻巣市長選挙におきまして、多くの市民の皆さんのご支援をいただきまして当選をすることができました。8月1日から3期目の市政運営をさせていただいておりますけれども、同時に中部環境保全組合の副管理者として就任をさせていただきました。今後におきましては、鴻巣市政はもちろんでございますけれども、中部環境保全組合の発展のために力いっぱい運営をさせていただきたい、そのように考えておりますけれども、議員各位の皆様方にはこれまでと変わらぬご支援、あるいはご鞭撻、ご指導を賜りますようよろしくお祈りを申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○内野正美議長 ありがとうございます。

◎開議の宣告

○内野正美議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○内野正美議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○内野正美議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、8番、現王園孝昭議員、10番、大澤芳秋議員、11番、神田隆議員。

◎議会運営委員長の報告

○内野正美議長 日程第2、議会運営委員長の報告をお願いいたします。

去る10月15日、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

小柳議会運営委員長。

○小柳幸一郎議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る10月15日午前9時30分から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆さんのお手元に配付してございます議事日程について順次ご説明を申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第5、一般質問、質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第7、議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について。

日程第8、議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

日程第9、議案第9号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第10号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例。

日程第11、議案第11号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について。

日程第12、議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第13、議会行政視察実施について。

以上であります。

なお、日程第6、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第12、議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、白津代表監査委員より、決算監査報告がございます。その後休憩をとりまして、全員協議会を開催することと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成22年人事院勧告に伴う期末手当等の改定が予想されます。当組合の職員の給料関係は、鴻巣市を準用しておりますので、鴻巣市で議決されますと、当組合職員も改正となります。特別職、議員については、期末手当等の改定を行う場合、関連する条例の改正が必要となり、11月30日までに告示する必要がございます。鴻巣市議会議決後、組合議会開会のいとまがないと認められますので、議会運営委員会といたしましては、ほかの一部組合の状況をかんがみ、地方自治法179条の規

定により、専決処分することにやむを得ないと全会一致で判断いたしましたので、ご報告申し上げます。

また、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきましたので、ご了承願います。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内野正美議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○内野正美議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、10月22日本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○内野正美議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成22年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先ほどごあいさつをいただきました原口鴻巣市長さんにおかれましては、このたびめでたく3選を果たされました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも当組合発展のためご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例議会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成22年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,995.39トン、粗大ごみ656.46トン、合計1万9,651.85トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ459.78トンの減、粗大ごみ16.55トンの増、合計443.23トンの減でありました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ427.49トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計2,209.78トンの処分をいたしておりますが、引き続き全量をセメント原料として委託処理しております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉0.0025ナノグラム、2号炉0.0063ナノグラム、3号炉0.0032ナノグラムとなっており、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場につきましては、フロートバイオシステムが順調に稼働しており、廃止基準の一つの基準でありますBODの数値も良好な結果となっておりますが、昨年埼玉県環境科学国際センターの専門研究員から原水のpH（水素イオン濃度）が高いという指摘を受けており、希硫酸による中和を図っておりますが、本年7月の調査結果は11.7であり、中性域5.8ないし8.6よりまだかなり高い状況であります。今後も埼玉県の担当部局と連絡を密にしつつ、さらなるご指導をいただきながら、早期廃止に向けて努力してまいります。

また、新施設の建設に向けての大きな課題の一つといたしまして広域化がございます。5月の諸報告で小川地区衛生組合と川島町から広域化の枠組みに参加したい旨の要望書が出されたとの報告をいたしました。新たに今月7日には桶川市の岩崎市長さんから、また12日には東松山市の森田市長さんからそれぞれ参画の申し出がございました。

一方、今月8日に川島町の高田町長さんから4月26日に提出されました要望書の取り下げの申し出がございましたので、ご報告を申し上げます。

広域化につきましては、微妙な課題を含んでおりますので、慎重に協議、検討してまいりたいと考えております。

結びに、今後もより健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 管理者からの諸報告が終わりました。

◎一般質問

○内野正美議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、菅野博子議員の質問を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 おはようございます。菅野博子でございます。通告順に一般質問を行います。

1、新施設について。(1)、先に300トンありきで場所がスムーズに決まるのか。提言書では300トン以上が望ましい規模として広域化を提唱しています。一方で県のごみ処理広域ブロックの区割りでは、効率的な熱回収ができる1日当たりの焼却能力は300トン以上（少なくとも100トン以上）と

なる施設整備が行える区割りとしています。収集運搬の効率化や行政事務経費の軽減が期待できる既存の広域事務との統合などの考慮が必要ともされています。大型化の方向が打ち出された今、近隣からの参加要請が相次いでいますが、決定にはまず枠組みを決め、場所を決めるのが第一と思いますが、先に300トンありきで場所がスムーズに決まるのか伺います。

(2)、300トンの根拠が住民の納得のいくものか。(人口減、ごみ減量、過大投資、構成市の財政難、廃プラ焼却、資源化、交通、CO₂など)。広域化計画は、ごみを出す住民やごみ処理の主体である自治体を置き去りにした自治体の数合わせ。ごみ焼却施設の規模や形式の選定先にありきです。一部事務組合などの施設関係者、自治体のトップ、有力者などによって水面下で進められ、すべての計画が固まった段階で住民に知らせるということでは住民の納得のいくものにはならないでしょう。今後の人口減やごみ減量や過大投資、構成市の財政難、廃プラ焼却、資源化、遠距離輸送による交通、またCO₂などの点での住民の納得のいく論議が必要ですので、対応を伺います。

(3)、彩北広域清掃組合との連携が図れるか。環境の負荷にも、また経費の点でもより有効なごみ処理が求められています。吹上地区のごみ処理と関連して、20万トンの環境アセスが済んでいる彩北広域清掃組合との連携がどう図れるのか。

(4)、吉見町での建てかえが条件によっては可能なのか。現焼却施設のありようから引き続き吉見町での建てかえが条件によっては可能なのか伺うものです。

(5)、桶川、小川、川島の参加要請をどうとらえるか。川島は撤回したということですがけれども、300トンを目指すというならいずれ枠組みの拡大が必要と思います。これらの市の参加要請にどうこたえるのか。

(6)、現在の施設は今後何年もつのか。これは以前にもしていますけれども、確実な年数が憶測も含めて説明されていませんので、再び聞くものです。2炉でも十分間に合う焼却量と思いますが、3炉つくられているということは、1.5倍は建設を先延ばしできるということなのか。何年もつかははっきりとお答えいただきたい。

(7)、大型化したとき、停止したときのバックアップ体制はあるのか。大型化した多くの自治体のごみを受け入れたときや、また何らかのトラブルでごみの焼却を停止せざるを得ないときのバックアップ体制が広域化の中できちんととられるのか伺います。

2、ごみ袋について。(1)、従来より破れやすい、市民の苦情への対応。従来より破れやすく、また補修や、あるいはもう一枚袋の追加が必要との市民の苦情が絶えません。対応をお聞きします。

3、議員報酬の見直し。(1)、市民参加で報酬審議会をつくり、他の一部組合に先んじての日当制への見直しをすること。「割」を「制」に訂正してください。日当割になっていたのですね。日当制です。9月21日振り込み分として5万2,800円の報酬、給与及び手当等明細書が送られてきました。年3回の議会であり、午前中にいずれも終了しています。また、ごみ環境などは日常の議員活動の一環であると思います。監査委員からは、議員報酬の減額について感謝の意は表明されてお

りますが、市民参加で報酬審議会をつくり、他の一部事務組合に先んじて日当制の見直しをすることを求めます。

以上が私の一般質問の骨子です。答弁いかんによりましては、白席より再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

○内野正美議長 1回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、菅野議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

広域化につきましては、既に小川地区衛生組合、桶川市、そして新たに東松山市から広域化の参画の要望がございます。新施設の建設に向けての広域化は、非常に重要な課題であり、施設規模また設置場所につきましても、慎重な協議、検討が必要であると、このように考えております。

新施設につきましてのご質問の先に300トンありきで場所がスムーズに決まるのか、また300トンの根拠が住民の納得のいくものかにつきましては、今後の重要な検討課題でありますので、新たな検討委員会を立ち上げ、広域化となる枠組みの人口、ごみ量、費用面、廃プラ焼却、資源化、交通、CO₂、これらを慎重に検討し、住民の納得していただけるものにしてまいりたい、このように考えております。

次に、彩北広域清掃組合との連携が図れるかのお尋ねでございますが、今後調整する必要があると、このように考えております。

次に、吉見町での建てかえが条件によって可能なのか、これにつきましては慎重に可能性を探ってまいりたい、このように考えております。

次に、桶川、小川、川島の参加要請をどうとらえるかにつきましては、先ほど川島町から参画の取り下げがあったということをご報告をしましたがけれども、要望書を提出されました団体は、それぞれ差し迫った状況にあるということでございますので、できるだけ早い時期に広域化の枠組みを決定していかなければならない、このように考えております。

次に、現在の施設は今後何年もつのかにつきましては、全国のごみ処理施設の供用年数は、環境省の一般廃棄物処理実態調査によりますと、26年から30年もっているものが全体の10%、31年以上が5%とのことであります。埼玉県内では37年を経過している施設もございます。当施設は26年が経過しておりますけれども、報告でも申し上げましたように、現在のところ順調に稼働しております。今後新施設建設検討委員会の設置を予定しておりますので、新施設を建設するまであらゆる方策を講じて現在の施設を使用してまいりたいと考えております。

次に、大型化したとき、停止したときのバックアップ体制はあるかにつきましては、ごみ処理は1日たりとも休むことのできない業務でありますので、停止することのないように努めてまいりたい、このように考えております。

次に、ごみ袋についてでございますが、ごみ袋が従来のより破れやすい、市民の苦情への対応の

お尋ねでございます。これにつきましては、構成市町に確認をいたしましたところ、取っ手が伸びる、切れやすい等の苦情が一部にあったと、こういうふう聞いております。破れやすいとのことにつきましては、従前の袋と同じ強度であるとの説明を行い、対応していただいたところでございます。

次に、議員報酬の見直しについてでございますが、当組合では本年2月議会で議員提案で報酬の見直しをしていただきました。従来議会に関する議員定数や報酬等につきましては、議員各位でご審議をいただいておりますので、今後もそのように進めていただきたいと思いますと考えております。

いずれも細部につきましては事務局長から答弁をいたさせます。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○内野正美議長 小柳議員。

○13番 小柳幸一郎議員 暫時休憩をお願いします。

○内野正美議長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午前10時10分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれておりますので、議会運営委員長に報告を求めます。

小柳委員長。

○小柳幸一郎議会運営委員長 それでは、議会運営委員会を開催いたしました経過を報告申し上げます。

鴻巣市議会議員記章規程の中に、原則着用とあり、着用が義務づけられているが、記章がない場合、議場に入れないとまでは規定はないということであり、今回菅野議員の件は認めることとするが、今後このようなことのないよう議員として自覚を持っていただきたいことを通告いたします。

以上、議会運営委員会の経過報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○内野正美議長 議会運営委員長の報告のとおり、これから議員皆さん気をつけて議場に入るようによろしく願いいたします。

以上です。

○内野正美議長 1回目の答弁が終わりました。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 記章につきましては、今後きちっと記章して議場に入ります。よろしくお願いいたします。

では、再質問を行います。先に300トンありきで場所がスムーズに決まるのか、また次の納得の

いくものかと一緒に質問をいたしますけれども、要するにあちらこちらが一斉に今建てかえ時期を迎えるわけですので、非常にこれ流動的ですよね。小川地区衛生さんと桶川さんはお願いすると言っていたと思えば、川島さんは撤回すると。そうすると、東松山さんも33年たっているわけです。今度はこちらがお願いしますと。要するになぜ言ってくるかというのは、やっぱり300トンで大きくどおんとつくるのだよと打ち出しているから、では吉見さんをお願いしたいとなるわけですね。ですから、多分吉見が300トン規模で大きくつくるだろうという可能性は、お願いするところの自治体は限りなく実現に近いということをお願いに来ると思うのですけれども、そうすると東松山まで来るとなると、どの規模でどの場所にやるかというのを含めてそのたびに変わりますよね。早い時期に検討委員会を立ち上げてやるといっても、もう来たいところはないかいと聞くこともないし、抜けるところはないかいと聞くのもおかしいし、そういう近隣の状況をどう判断して、22年度中に立ち上げるというのが立ち上がるのかどうかあれですけれども、検討委員会を立ち上げていくのか。場合によりましては、次の彩北とも重なりますけれども、行田のところは特別何も言っていないわけですから、行田の彩北が鴻巣のは逆にやらないと言っているわけでもないわけですから、そういう行田地域も含めた話し合いと、さらに枠を広げた話し合いにもなるのではないかと思うのですが、いつの時点でタイムを断ち切って、そういう論議にして検討委員会をつくっていくのか、年度でもいいですので、お聞きします。22年度中に早い時期にやりたいと表明しているわけで、それも含めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、2のいわゆる過大投資や構成市の財政難、それからいわゆるパッカー車が走る交通に対する交通問題などを考えますと、例えば今小川町が既にもう来ていますよね。小川町を見ますと非常に遠いところから来ているのですよね。県の地図見ますと、小川町の中でもときがわ町とか東秩父村ですか、物すごく遠いところから今吉見まで持ってきているのですけれども、持ってきているわけですよね。小川町の中には、この組合の中には東秩父村やときがわ町も入っているわけですから遠いところから持ってきているわけですが、どれぐらいの距離を走るのがパッカー車として交通安全上も、それから運送費の問題でもどこでとめるかというのはないのか。どんなに遠くてもそこが持ってくるならいいというのはどんどん持ってきてきなさいと、そういうふうになるのかも含めて、いわゆる自治体の縛りをどういうふうに考えていくのかという基本をお聞きしたいと思うのですね。

それから、彩北については、私たちの鴻巣の議会は吹上地域を抱えておりますので、毎議会ごみのことが出るのです。出ない議会がほとんどないぐらい出るのです。どうするのだという。でも、市長は中部環境と相談してということで、そこで結論は出ないと。では、行田の市長とどういう話ししているのだ、いや、密接に話しをしているのだよと言うのですけれども、いわゆる彩北の清掃組合とどう連携を図るかというのが今回のように東松山が入るといってやっぱり条件が変わると思うのです。今までは東松山は入るとは言っていなかったわけですから、さらに再編のし直しになる

のか。どこが入るといふことで提言書がされているわけではありませんけれども、300トンの根拠の場所はここだといふのは提言されていませんけれども、今回東松山まで言ってくるといふことは、彩北に対して特別な取り組みになるのか。地方のいわゆる構成自治体の中ではなかなか一部事務組合に関しては明確な答弁が出ないのですね。管理者にしても副管理者にしてもそこまで話が詰まっていないうことなのでしょうけれども、気がついたらどこかで決まってしまうと、財政難何も関係なく、幾ら負担しろと、そういうことがどばっと来るようでは困りますので、枠組みとそれから他の清掃組合などとの関連について実際にどう持っていく気なのかお聞きしたいと思います。

それから、吉見町での建てかえが条件によって可能なのか。これは、吉見町にした理由をお聞きしました。鴻巣が原馬室と笠原をやったけれども、だめだったと。北本にし尿をお願いしているので、吉見がごみをお受けしようと、そういうことになりましたと。鴻巣は灰を処分しましょうと、そういうことになったといふふうには経過報告もされておりますけれども、例えば今回焼却場だけではなくて熱を利用して、荒川荘のような温泉だけではなくてプールも欲しいとか、それからリサイクルセンターとか熱処理もするとか、そうすればさらに大きな公園整備なり地域のいわゆる外構整備などをするとしたら500億ぐらいかかるのではないかなと思うのですけれども、そういうことも含めて地元へのさらなる還元といふことをすべて受け入れれば例えば吉見でもいいといふ、そういう運営協議会などはなるわけですから、そういうところでそういう方向性が出ているのか。それとも、何も出ていなくて、更地で考えてもらうのだよと。それを条件に小川だの東松山だの桶川だのからも入れてほしいと言ってくるのだよといふことなのか、そこを4ではお聞きします。

5は先ほど言った点ですので、答弁の中でお願いします。

それから、6ですけれども、現在の施設は今後何年もつのか。これ壇上で見ましたけれども、何回聞いても大事に使っているのだからといふことなのです。でも、ここは本来年4万トンぐらいですから、300日やっても、2炉やっても160トンの300日で4万8,000トンですよ。ですから、本来2炉でもできるものだと思うのです。それを3炉つくったわけですから、設備投資やそれからダイオキシンのときに網で囲ったわけですよ、上までずっと。大変お金かかったと思うのですけれども、その点からいって1炉多いのです、私は、30年ていいますけれども、45年もって当然なのか。そういう考えでいいのか。いや、3炉で仮に1炉分は常時余っていても、要するにだんだん建物ですから悪くなっていくわけだから1.5ではなくて1.2しかもたないよといふことなのか。要するに私にしたら過大投資だったと思うのですが、過大投資だったのか、いや、1.5年分もたせるためにこういう措置をしたといふのか、それも含めてはつきり年度を知りたい。そうしないと地方の鴻巣の議会で話しするのにいつのことなのかになってしまうのです。こっちが出ないものだからいつのこと言っているのだろう。来年のことか、再来年のことかってなってしまうと、そのうち選挙で議員がかわってしまうなんていふことになりかねませんので、そこら辺が3炉つくったことと含めて耐用年数の実際の計画、これぐらいだろうといふ予想でもいいですので、はっきりお聞きした

いと思います。

それと、大型化したとき、県はこれによりますと、バックアップ体制をするように皆さんのところに県が指導しているのだと、ごみ処理計画ですね、言っていますので、確かにごみに埋もれるわけにはいきませんので、それはお互いさまでやるのだと思うのです。そうすると、私は過大投資はしないでなるべく環境に優しい小さい規模でやって、何かというときはお互いに助け合うと、そういうほうがお金もかからない、環境への負荷も少ない、そういう考えもあるのではないかなと思うのです。そういうことを抜きに何でも燃やしてしまうのが安いのだということで300トンと出ているわけですよ。現に300トンなんかないからそのうちプラスチックも何もかも全部燃やしてしまうということに今いっているわけですから、大型化したときバックアップ体制がどう考えているのか。バックアップ体制があることが施設の規模や、それから場所に影響はあると思うのですが、このことをどう考えているのかお聞きしたいと思います。

それから次、ごみ袋ですけれども、破れやすいって書いたのは切れやすいと同じなのです。破れるというのは、答弁が破れるのと切るのと違う答弁が来ていますけれども、切れやすいということで、例えばこういう本を捨てたときちょっと角があると、これはぴって破れてしまうのです。ですから、私も、市役所なんか言ってこないですけれども、私に、あんた議員なのだから言えと。ごみ置き場を見たかと。何見たのと言ったら、破れるので、ガムテープで補修するのですね、破れたところべたっと。それでごみを入れるのですけれども、このごろ補修したごみ袋が多いだろうと。それから、破れた場合、逆にどうにもならないでもう一枚上にかぶせざるを得ないと。では、半分になったら、何パーセント減になったといたって、2枚使っているのでは金額も何も同じなのだよと。前のほうがよかったと、そういう声が出るのですけれども、何とかどこか、切れやすいですけれども、破れやすいがだめなら切れやすいを何とか改善できないものか。毎日毎日のことですので、一々電話しなくてもそういう声は多々聞きますので、お聞きします。

それから、議員報酬の見直しですけれども、議運でやっているのでは我が事ですので、市議会の議員報酬どうするなんていうのは、市民参加で議員の報酬審議会というのをつくるわけですから、やはり報酬審議会というのをいわゆる一般市民を交えてつくって、一部事務組合の議員報酬、管理者も報酬を出されていますけれども、それについてはどうなのかという論議をどこかのところで私はやるべきだと思うのです。私北本衛生の議員のときもこのことを言ったのです。そうすると、鴻巣の、これはいわゆる北本衛生議員には鴻巣の議員の一部しかなくてないから、では鴻巣の議会に持ってきて、鴻巣の議員全体でどうか相談しようって相談したのですけれども、要するに北本だけ決めてしまっているのかと。ほかがあるだろうと言って、このまま押し切られたのですけれども、全国的にどういう状況になっているのか。前回も言いましたけれども、なぜ私がしつこく言うかという、全国の議員の学校などに行って聞きますと、そんな1日7,500円よって。半日で年3回しか行かないのに。議員の人が来たり学習するのは、またそれはそれで日当を出せばいいわけ

ですから、そんな年20万ももらわないわよって。それで、大変予算も減って、今回の決算見ても努力していただいて、本当によく努力して経費を削減していただいてと言ったら、決算見てわかるのですってね、事務局長喜んでいましたけれども。聞きましたら、よく聞いてくれたというぐらい、そんなに努力して引いているのだなと思いますので、要するに環境をよくすること、ごみを少なくすること、住民の声を政治に反映するなんていうのは議員の本来の仕事なわけですから、地方議会で議員としてのいわゆる活動の基盤は保障されているわけですので、私は先んじて中部環境が範をたれ、そのことがいわゆる消防や北本衛生とかそういうところにも波及するようになればと思うので、それを納得してもらうには、やはり議運で議員だけで決めるのではなくて市民参加の議員報酬審議会をつくることだと思うのです。ぜひそれをお願いしたいと思います。

以上が再質問です。

○内野正美議長 2回目の菅野議員さんの質問が終わりましたので、執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 では、基本的なことについてお答えを申し上げたいと思いますけれども、まず新しい施設に対してのお尋ねでございますが、これにつきましては菅野委員さんもご案内のとおり、中部環境保全組合では施設整備検討委員会というのを立ち上げていただきまして、望ましい施設の規模、燃烧方式、余熱利用等について検討をしていただきました。その検討していただいたことに基づいて広域化を考えてきたという経緯でございます。今後、お尋ねの規模でありますとか、あるいは立地でありますとか、あるいは広域化の枠組み等について、関係する方々でそれについて話し合っただく、これが新しい施設の建設検討委員会、こういうふうを考えているわけですが、建設検討委員会を立ち上げる状況が整い次第早期に立ち上げていかなければならないだろうと、このように考えております。

また、参加を希望している市町村におかれましては、議員さんおっしゃるとおり、それぞれの施設がかなり老朽化が進んできておりますし、またそれぞれの構成する市や町の抱えている条件がいろいろございますので、中部環境保全組合で新しい施設を検討しているという情報を得て、それでは一緒に参加をさせてもらおうかということでもっておいでになっているわけございまして、中部環境から呼びかけているわけではありません。これは、関係する市や町の要望でございますので、その要望についても、これも広域化の枠組みを決めていく中で検討していただくとということになろうと思います。

また、議員さんが懸念されておいでの際限なくこれが膨らむかというふうなことでございますけれども、これもやはり地域性だとか、あるいは歴史的なつながり等もございまして、どこからの要望もすべて受け入れるということは中部環境としてはできないであろうというふうに考えます。

また、スケールについてでございますが、ある程度規模を大きくいたしますと建設の経費も大分

安く済みますし、あるいは発生する熱を単に放出してしまうのではなくて、エネルギーを回収するというふうなことから環境へも大変いい状況になるのではないかとというふうにも考えております。今までの焼却施設は、どちらかという焼却することが主でございましたけれども、今後の施設については、エネルギーの回収施設、あるいは資源の回収施設、このようなコンセプトが大変重要になってくるであろうというふうに考えております。

また、報酬の件でございますけれども、これも先ほどお答えを申し上げましたとおり、現在のところでは今までの報酬の決め方を踏襲させていただきたいと、このように考えております。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 先ほど管理者がお答えした以外の答弁をさせていただきます。

まず、東松山が入るとという近隣の状況をどうとらえるのかが1点目のご質問だと思いますけれども、やはり県の広域化計画がございます。東松山においては、東松山、小川地区衛生組合、それと川島町で組んでいくのだという計画がされている。今菅野議員さん資料を持っていますから間違いのないと思いますので、ただそのような県の考え方がございますけれども、ただ一番の問題はもう単独ではできないと。川島にしても東松山にしても単独費で持っておりますけれども、もう単独でやっていく時代ではないということで広域化を一つの方向として考えるべきであるということで、これは県の副課長さんにも私は伺いました。東松山が、例えば中部環境がこのような計画を進めていると、東松山が単独になってしまう。これは県としてもいい方向ではない。ですから、東松山に県の職員の副課長さんが行ったという状況も私は伺いました。なぜかといいますと、やはり交付金の問題でございます。これは、一番のネックでございます。単独で多大な費用を出すよりも、皆さんが差し迫った問題を解決していくためにはやはり広域化が必要であるということで中部環境に申し込んできたのではないかと受けとめております。例えば先ほどの質問の中に東秩父村のごみはどうするのですか、これは関連していますのでお答えしますけれども、東秩父村の村長さんも私どもにあくまでも小川地区衛生組合の管理者から要望が出たのではなくて連名で出してくております。それは、中部環境にもし建設されたときも、それは搬送するという覚悟の上で申し込んだのではないかと受けとめました。どこの市町でも近いところが一番ベストで、中部環境のここにつくるというものはまだ白紙でございますけれども、先ほど管理者が申し上げた検討委員会を立ち上げてそういうのも協議する、広域化も協議する、菅野議員さんの今回の質問におかれましては、やはり今後の検討委員会の課題として協議をしていく。交通の問題もすべて。例えば広域化の枠が決まれば、どの方向でどのくらいの負担費用も全部今後出していかなければなりません。ですから、この質問に対するお答えにつきましては、先ほど管理者が申し上げましたけれども、早急に建設検討委員会を立ち上げて、その中で協議していく事案と考えておりますので、その辺はご理解賜りたいと存じます。

それから、耐用年数についてでございます。管理者の答弁にもございました。埼玉県では37年を

経過しているセンターもあるということで大変芳しいと。ただ、私どもが通常の耐用年数という質問については15年でございます。新設した場合に関東財務局が一つの指針としているのが起債償還は新設で15年、これは耐用年数です。車につきましても耐用年数はございます。査定ゼロになるときもあります。しかしながら、皆さん努力して車を乗っていると。類が違いますけれども、やはり中部環境といたしましても何年もつのかというのは、管理者がお答えしたとおり、この今の段階では何年という数字は私どもも申し上げられません。なぜかといいますと、桶川市さんが地元とダイオキシンやるときに10年後には撤収するというような回答をしました。それが今しわ寄せが来て、あと3年半であの焼却センターは使用できないというようなお話を聞いております。よって、耐用年数につきましてというよりも、やはり管理者がお答えしたとおりでございますので、再質問の回答とさせていただきます。

それから、ごみ袋が角で破れるというご質問でございます。この指定袋の変更には随分長い歳月をかけました。この発端が秋田市でございます。今私どもがつくって提供したものは秋田市で導入したと伺って、そのサンプルも見ました。一番大きな問題がCO₂の削減。先ほど菅野議員さんが破れやすいと言いましたけれども、強度的には同じものです。ですから、その辺もご理解して、構成市町の担当課で苦情のあった方にこの説明をしていただいて、ご理解をいただいていると。それと、大きな問題がCO₂の削減です。これも机上ですけれども、数字は出ております。CO₂の削減に大きな効果をもたらすということで変更させていただきました。22年の2月に導入したわけでございますけれども。それと、もう一点指定袋の大きなことを申し上げますと、45リットルの指定袋で従来の袋よりも6グラム少ないです。これは、皆様方が常日ごろ構成市町でも悩んでいるごみの減量に大きな一つの課題を持っていますので、1袋6グラム違うとは、何百万枚中部環境に来ますので、これが構成市町の負担金にも影響するというので、これは大きな成果だということで導入させていただきました。

それから、議員報酬の審議会をつくってというご質問でございますが、この案件につきましては前回も質問されましたけれども、やはり議員各位の、管理者がお答えしましたけれども、事務局といたしましては議員各位のご審議をいただいているということで、今後も議員各位の方々にこの案件についても協議していただくということでお願いしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 管理者にお聞きしますけれども、質問の中で何らかの条件で吉見町でできるという可能性があるのかについて答弁ありませんでした。答弁の中で決まっていなかったというのもありましたから、丸々白紙なのかと。つくったいきさつが鴻巣はだめだったと。北本にはし尿をお願いした、そういうことで当初こちらが大変な努力の中でお願いしていただけたわけですが、多分小川や桶川なども自分のところへつくるから一緒にやろうよと言ってきているとは思えない向きもあ

りますので、条件によっては吉見でできるということは管理者としてはまるっきり白紙なのか、それとも検討委員会の中でのゼロからの審議というふうに、そういうことで何年たっても決めていこうと思っているということなのか、その点をお聞きします。

状況が来たら新施設の検討委員会をつくるという答弁ですが、具体的な状況というのはどういうことなのかという説明があればお聞きをいたします。

それから、議員報酬についてですけれども、内部の話では自分たちの報酬どうしようかというのはなかなか減らせるわけはありませんよね。だから、それぞれの議会でも議員報酬については議員は入らないで市民参加の議員報酬審議会というのをつくってやっているのですよね。議員が入って議運だけで私たちの議員報酬どうしましょうかなんて決めているところはありません。これは、公正に決めるというならやはり構成議会のように議員報酬審議会というのをつくって、ましてごみなどは大変近隣の方にもご迷惑をおかけしているということで、地域の皆さんの行政に対する監視度というのですか、監視度というのも非常に高いと思うのです。関心も監視度も高いと思いますので、そこら辺はやはり謙虚に住民の皆さんの声を聞いて、一部事務組合といえども広く市民の皆さんの声を反映していくというのは私は大切だと思います。現実には市民の皆さんに聞きますと、一部事務組合って知っている、広域事務組合って知っていると言ったら、知らない、そういう状況の中で決まっておりますので、議員の活動の一環としてできるのではないかなと思いますので、これは管理者にお聞きしますけれども、市民参加の議員を入れないで議員報酬審議会というのをつくろうと思うか思わないか、これをお聞きいたします。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 まず、立地の関係でございますけれども、これは極めて微妙な問題でございます。しかしながら、これは避けて通れないことでございます。このことにつきましては、今私は憶測で申し上げるわけにはまいりませんので、私の憶測を申し上げることは避けたいと思いますが、いずれにいたしましてもこの件につきましては新しい施設の建設検討委員会で慎重に審議をしていただくことでございます。

また、議員報酬の関係でございますけれども、先ほどもお答えを申し上げました。中部環境には中部環境のやり方というものがございまして、従来どおり議員各位で十分に検討していただくということでございます。

○内野正美議長 以上で菅野議員の質問を終了いたします。

2番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本当に暑い夏でございました。やっところへ来て、ございましたと過去形で言えるようになりま

した。もう猛暑、猛暑と。本来は、この猛、猛という字ですから、ごくまれにといいますか、めったにないことであるはずだったのが本日常的な表現になってしまった、そんな感じです。特に3年前ですか、ごくすぐお隣の熊谷市さん、岐阜県の高山市と並んで熊谷市で74年ぶりに最高気温記録が塗りかえられて、それ以来本当ひどく日常的に猛暑という言葉がなくなってしまった。そんな中、それまでは暑い日を言うのに真夏日という言葉があったわけですがけれども、3年前から猛暑日なるものまで出現といえますかできて、1日の最高気温が35度以上の日をそういうのだと、こんなふう決められた次第で、その後も皆様も当然ご存じのとおり県内でも、また全国的にも数々の気象に関する記録はほとんどすべてと言っていいくらい塗りかえられて、ついに気象庁としても庁としてこの猛暑を30年に1度の異常気象、庁が認める異常であるという事態なわけです。

そんな中、実は私ごとですが、ことし市内の公式少年野球チームの会長なるものを引き受けたりもして、ことし練習なり試合なりお手伝いにかかわってまいったわけですが、野球チームといっても、要するにこの猛暑ですから前日なり早朝の10キロに及ぶ氷づくりに始まって、スポーツドリンクを用意したり、そういう野球というよりはまさに暑さ対策、水の手配、水分補給をいかにきちんとやるか、こんなことが仕事の日々でした。そんな中、やはり猛暑で外にいると気になるのは、中部環境の一員としても、ただでさえ厳しい楽ではないお仕事であるごみ処理、この作業、こんな暑い日はもう本当大変だろうと、そんな現場での職員さんのご苦労も思いやる次第でございます。

猛暑というのは、もうもはや命の問題と言ってもいいようなところに来ておまして、例えば熱射病と、我々の世代は暑さと言えば熱射病というのはもう昔から注意していたわけですがけれども、今熱中症、この違いが非常に重要なポイントで、要するに室内で、屋根の下でふだんの生活をしていてもなってしまう。それこそ命を落とし得る、そういう状況である。だからこそ特段の配慮が事厳しい、きつい作業においては必要であろうと思います。

そこで、件名1、猛暑にいかに対応したか。特に職員の方々に対するご苦労話、もちろん事務局の皆さん、そういった方々のご苦労話も交えて伺いたいと思います。

さて、猛暑と言えばやはり地球温暖化、これをもうごく未来の話とかSF的なものではなくて、まさに身をもって感じる、こういう時代となってしまいました。そして、環境問題、ここに行き着くわけでございます。

そこで、次の件名2として、当組合は環境問題へいかに立ち向かうのか。大上段に構えた通告というか質問でございますが、この間もさまざま環境問題をとらえて、例えば地域の連携等いろいろ提案、訴えをしてまいりました。いつも申しておるのが単なるごみ処理、これにとどまることなく、やはり私どもこの組合、埼玉中部ごみ処理組合ではございません。埼玉中部環境保全組合、環境保全と名前に関して、そういう我々でございます。単にごみ処理にとどまることなく、環境保全の観点でぜひともイニシアチブを握っていただきたい、そんな思いで質問させていただくわけでございます。さまざま取り上げさせていただいてきておりますが、今回はその中でも要旨1、事業系ごみ

の削減についてお伺いしたいと思います。既にご報告等にもある話ですが、この間もちょうど10月、これは県の取り組みの一つですが、事業系ごみ削減キャンペーン、こういったものも行われる中、私どもも参加して、こういった例えばパンフレットを見ても緊急の課題と、こういうふうに銘打っている次第です。特にこの中でも、もちろん量の削減とともにやはり分別、この辺も大きなポイントなのかなと、そんなふうに思います。それは、特に家庭ごみとの比較におきまして、分別という点、出す人、直接出す人がいかに配慮するか、ここが大事な点で、その点家庭ごみについては直接、またはもちろん自治会なり、そういったところを通じてであります。それでも名前の上では直接的に、例えば市が、例えば町がこういうふうに分別してくださいと訴えられる、指導といいますか、啓発ができる。その点、組織図ではありませんが、系統図の上からすると、私どもは事業系については、出すところを直接ではなくて収集する業者、集めるところを指導といいますか、それも許可とかそういう大きな権限というよりは、端的に言って、うちで出入りができるかできないかレベルの話になってしまうわけで、そこはある意味弱いのです。逆手にとってだからこそ、そこは直接うちには権限がありませんとかそういうことではなくて、やはりそこは環境保全の私どもでございます。何かしらもう一歩踏み込んで直接的な働きかけできないか、そういった思いから要旨の2、管内事業所への働きかけについてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○内野正美議長 1回目の湯澤議員の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

議員さんのお話のとおり、ことしの夏は日本全国で記録的な猛暑となりまして、埼玉県でも観測史上最多の猛暑日を記録をいたしました。そういう状況の中で、特に中部環境で働く方々、中でも現場の方々、これは仕事の性格上、暑さの影響というのは非常に大きかったというふうに受けとめております。当センターでは、そういう中で毎朝ラジオ体操を行い、朝礼で現場に従事する職員には熱中症及び脱水症状の予防として、日々の体調管理に注意し、水分補給のためスポーツドリンクを用意し、休息を小まめにとり、職員間で声かけをし合いながら業務の遂行に努めてきたところでございます。特に破碎施設の従事者につきましては、屋外での作業が多いものですから、7月22日に当組合から麦わら帽子を提供させていただいて、大変感謝をされました。

次に、事業系ごみの削減についてでございますが、埼玉県は年々増加傾向にある事業系ごみの減量化及び再資源化の推進を目的といたしまして、平成20年度から市町村及び一部事務組合と共同して、毎年10月に事業系一般廃棄物削減キャンペーン、これを実施しております。分別につきましても、本年も県から依頼を受けまして、10月18日に構成市町と合同で搬入ごみ調査を実施いたしました。その結果、分別が徹底されていない状況を確認いたしましたので、事業所に適正な分別をする

よう収集運搬業者を指導いたしました。現在このように構成市町と連携を図りながら事業系ごみの削減に努めておりまして、前年度との比較では、平成20年度が9.42%の減、21年度が7.79%の減となっております。一定の成果を上げているところでございます。

また、10月1日から31日までのキャンペーン期間中の事業系ごみ搬入量実績調査がございまして、搬入ごみ調査結果とあわせて県に報告をしております。

次に、管内事業所への働きかけにつきましては、組合広報紙及びホームページで啓発し、構成市町と合同で業者説明会を開催し、事業所に適正な分別をするよう収集運搬業者を指導しているところでございます。

○内野正美議長 1回目の管理者の答弁が終わりました。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 ご答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。質問と申しますか、特に件名の1については感想を踏まえての発言でございますが、管理者みずから本当暑さの影響は非常に大きかったとお答えいただきました。本当そうです。そういう厳しい現場でございます。そういった中、何か本当私も通告でもご苦労話を交えてと書きましたら、具体的なさまざまストーリーというか、いろいろお話もいただきました。半分はほぼ笑ましく、ぜひこういった配慮も含めて頑張っていたきたいと。ここは評価するとともに、それにも増してやっぱり大変だった現場の方々へここで改めて労をねぎらうというか、激励をいたしたいと思えます。人間わがままなもので、ついこの前まで暑い暑いと言っていたら、もう今度は極端に寒いです。申しわけないですが、これから今度はすぐ寒さ対策もありますし、それにも増してつくづく思うのが、この変わり目こそが実は結構危ないのですよね。これは健康上でもそうですし、注意も散漫になりがちですので、そういった意味からもこういった健康上、また作業現場の状況を踏まえて配慮をますますお願いをいたしたいと思えます。

そこで、件名2でございますが、事業系ごみですね、1回目でも話したとおり、基本的には県のキャンペーンの中の一環としてさまざまな取り組みをしていただいて、ただここでどうしても本当に悔しいのが、ご報告をお伺いしても、一応指導なる言葉はあるものの、1回目にも話したとおり、やっぱり問題は実はごみを出すところなのですよね。ここが大事ですし、ここでほぼ決まる話です。というのは、これ本当市や町と、または中部環境との関係でもそうなのですが、指導できるのは収集業者。直接出すところまでなかなか行き着けない。その点は、ですからこれは収集業者とごみを出す者との関係も大きく違うのですね。端的に申しまして、家庭ごみですとこれ多分北本市でもどこでもそのはずですけども、要は規定ルートを回って、ルール違反のものは拒否できるのです。端的に置いていってしまえばいいと。それは預からない。もちろんその後各自治会なり、では置いていかれたごみをどうするのかという問題もちろん残るのですけれども、処理との関係ではそこで拒否できるのです。ところが、業者関係ですと、端的に言って、業者としては言われた以上、

ごみを預からないことにはお金にならないといいますが、そういう関係になっておりまして、それをそこできちんと分別をさせるという事実上難しい面があります。だからこそ県なり市なりにただただ任せることなく、ぜひともこの中部環境で直接的なところで働きかけられないかと。正直、では例えばこういうチラシを配るにしたって、市や町と違ってどう配るのみたいな話にも、事務的な話になってきてしまうし、まして一戸一戸、戸別にといったってなかなかもちろん難しい面もあるのですが、他方で私も拝見もいたしておりますし、ご答弁もまた、ホームページの活用と、あとは何よりもやはりまずは管内で市町村、各市や町、市町と連携をとっていただいて、中部環境としてもイニシアチブということで、その辺の、これはこれまでも何度か質問もほかの議員もさせていただいていることですし、改めて事務局長のほうに決意のほどを語っていただいて、そんなことを申し上げて、2回目の質問を終わります。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 大変ありがとうございます。決意ということでございますけれども、私どもは常日ごろやはり構成市町と連携をとるということは、これは必須でございます。言葉をかえれば連絡を密にしてということで、いつも協議をしながらやっております。業者を直接指導してもまだ守らない業者もございます。ですから、せんだってやはり抜き打ち検査をして、あった業者には何回もそれをすると。1回で終わるのでは効果ございません。ですから、そういうものを継続的にやってきましたのですが、やはり事業者と搬送業者の、今湯澤議員さん申し上げられましたけれども、そのギャップが大きいです。それは1点、今回手数料の見直しも考えましたけれども、やはり手数料が安いとその分が越境ごみが来るといような事案も想定できます。ですから、私の意気込みということでご質問でございます。私どもは分別を徹底させるということで、湯澤議員さんも質問の中にありましたけれども、ホームページの活用をさせていただく。せっかくホームページを開設したわけですから、市民の方にも見ていただいて協力してもらい、事業所も協力してもらいということで、今後の意気込みとして、月並みでございますけれども、やはり構成市町と連絡を密にしてこの問題に取り組んでまいります。

以上でございます。

○内野正美議長 湯澤議員の質問が終了いたしました。

以上で通告のありました一般質問は終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分から始めますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

ここで、代表監査委員入室のため、暫時休憩します。

少しお待ちください。

休憩 午前11時15分

〔監査委員入場〕

再開 午前11時16分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○内野正美議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者からの説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長の命により、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更につきましては、蓮田市が蓮田市の蓮という漢字について、2点しんにゆうから1点しんにゆうの蓮という漢字に改めたいとするもので、同組合規約を変更することについて、議会の議決を求めたいとするものであります。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、第1条中の引用条項の整備を図りたいとするものであります。

議案第9号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るものであります。

議案第10号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例については、事業系ごみの処理手数料を10キログラム当たり120円から180円に改定いたしたいとするものです。

次に、議案第11号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,732万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,431万9,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金4,219万8,000円、諸収入、受託事業収入512万9,000円の増額であります。歳出につきましては、議会費26万5,000円の減額、総務費、総務管理費、一般管理費53万7,000円の増額、施設整備基金費4,776万1,000円の増額、衛生費、清掃費、清掃総務費70万6,000円の減額であります。

次に、議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は12億3,499万2,067円で、予算現額に対し377万7,067円の増であります。歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金5億7,200万円及び地方交付税分負担金1億3,698万6,000円、使用料及び手数料1億375万3,200円、繰入金3億7,335万4,000円、前年度繰越金2,380万4,909円、

諸収入2,279万487円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額11億8,779万4,084円、執行率96.47%であります。歳出の主なものは、塵芥処理費5億8,425万7,659円、公債費2億7,387万1,080円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、議案第7号から議案第12号までの6議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○内野正美議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定につきまして、先般決算監査を実施しておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

○白津吉英代表監査委員 ご苦労さまでございます。監査委員の白津でございます。議長さんからご指名をいただきましたので、代表監査委員として決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月24日に管理者から付されました平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会から選出されております大澤監査委員さんとともに審査をいたしました。その結果、決算書及び附属書類につきましては、適正に作成されております。また、現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照合いたしました結果、計算数値には誤りはなく、その内容も適切に処理されていることを認めましたので、ここにご報告を申し上げる次第であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○内野正美議長 白津代表監査委員さん、どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

引き続き全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時24分

〔監査委員退場〕

再開 午前11時46分

○内野正美議長 会議を再開いたします。

◎議案第7号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第7、議案第7号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行っ

てまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

本議案は、埼玉県市町村総合事務組合から23年2月15日までに議決書の提出が求められておりますので、本議会に提案いたしたいとするものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて議決を求めたいとするものであります。埼玉県市町村総合事務組合の組織する地方公共団体、蓮田市の名称変更に伴う規約変更であります。

新旧対照表をお願いいたします。別表第1は、組合を組織する地方公共団体、別表第2、第4条第1号に掲げる事務は、退職手当に関する事務、第4条第2号に掲げる事務は、災害に対する補償に関する事務、第4条第3号に掲げる事務は、交通災害共済に関する事務、別表第3は、組合の議員の定数及び選挙の方法であり、別表第1から別表第3の項中、2点しんにゅうの「・」を1点しんにゅうの「蓮」に改めたいとするものであります。

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、平成23年1月4日から適用するものであります。

なお、現在埼玉県市町村総合事務組合には36市23町1村37一部事務組合の97団体が加入しております。未加入は、川口市、さいたま市、行田市、川越市の4団体であります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第8、議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方公務員法の懲戒に関する規定の一部が改正され、第29条第1項の次に再任用職員の懲戒処分の規定が第2項、第3項として追加されたことにより、第29条第2項を第4項に改正されたため、引用条項の整備を図りたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。第1条中、「第29条第2項」を「第29条第4項」に改めたいとするものであります。

この地方公務員法の改正は、平成11年7月公布、平成13年4月に施行されたものであります。改正が大変おくれましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

昼食に入りますけれども、会議を延長いたします。

◎議案第9号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第9、議案第9号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第9号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、平成22年6月30日から施行されました。鴻巣市、北本市、吉見町は本年6月議会において改正しており、埼玉県央広域事務組合、北本地区衛生組合は本年7月に改正されております。

新旧対照表をお願いいたします。第2条中、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条、「(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)」、「第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。」。

2ページをお願いいたします。第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中、「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改め、「同号」を「同条」に改め、第4号中、「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子の育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に改め、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、第5号中、「再度の」を削る。第5条、各号列記以外の部分中、「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。第9条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、5号及び6号を削る。第10条第1号中、「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員」に改め、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、第4号中、「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、第5号中、「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子の育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)」を「3月以上の期間を経過

したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に改め、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。第13条、各号列記以外の部分中、「育児休業法第5条第2項」を「同法第5条第2項」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

6ページをお願いいたします。第19条、各号列記以外の部分中、「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。第20条第1項中、部分休業の次に「(育児休業法第19条第1項の規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

改正内容につきましては、育児休業ができる職員の範囲の拡大及び育児休業取得条件の緩和であります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 この法の適用を受ける職員というのは、これまでも中部環境の中で何人いて、吉見の役場から職員が来るわけですから、人事の面でどういう影響があるかというのがもし伺えれば一応お聞きしたいと思います。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 ただいまのご質問につきまして、中部環境において以前育児休業を該当する職員はございませんでした。しかしながら、本年4月に採用した職員は子供がおりますので、今後申し出によれば適用していくということでございます。

以上でございます。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○内野正美議長 全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第10、議案第10号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第10号 埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

事業系ごみ処理手数料の金額につきましては、各団体独自で設定しております。当組合の清掃施設手数料につきましては、平成12年9月1日に一般廃棄物事業系手数料を10キログラム当たり60円から120円に、産業廃棄物手数料を10キログラム当たり100円から200円に改正させていただきました。手数料の設定につきましては、ごみ処理経費の実費額を基本として近隣の団体の手数料を勘案して設定しております。お手元に資料として配付しておりますけれども、県内の施設の事業系一般廃棄物処理手数料の状況をごらんいただきたいと存じます。近隣の団体では150円から200円に見直しがされております。また、今後見直しをする団体があると伺っております。当組合でも平成20年度から構成市町の担当課で組織している管内協議会に調査研究をお願いしてまいりました。その結果、当組合の公債費を除いたごみ処理実費額及び近隣市町の金額等を調査し、10キログラム当たりの事業系の手数料を見直しさせていただきたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。別表中、事業系手数料「120円」を当組合のごみ処理経費の実費相当額「180円」に改めたいとするものであります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 実費をふやしたのだから下さいと。ほかに比べても高くないということですが、この裏を見ると、ふやしたところその後値上げの影響は見られないなどという川島町なんか書いてありますけれども、ここは年々微増している。そうすると、家庭ごみは上げなかったわけですね、同じ一般廃棄物でも。事業系だけを5割上げるとするのは、この不況の中でいかなものかなと思うのですが、どうしても60円上げなければ実費と他のところの勘案にはならなかったのでしょうか。このことにより影響はないと。逆に、例えば木くずなどはごみは減るであろうと、そういうふうな勘案をしているのか。ごみ代を出したくなければリサイクルして焼却、持ち込

み分を減らしなさいと、そういうことにつながるという数値なのかお聞きします。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 この案件につきましては、値上げまでに2年かかりました。いろいろ調査して、やはり12年に値上げをして、そのときにやはりいろいろな諸問題はあったと思います。それは、50%の値上げでございます。しかしながら、やはり私どもがこの施設を運営していく上では実費相当額が適切という判断に至ったわけでございます。それともう一点は、やはり越境ごみがふえていると。事業者に対する認識が甘いということで、中部環境は安いから、事業系をほかのところから持ってきて処理するという、そういう戦略的なものは会議の中でも討論の議題に上がりました。よって、やはり実費相当額が適切ということで180円に改めたいと、させていただきたいとするものでございます。確かに菅野議員さんが言った経済の状況からする値上げというものは大変慎重に期さなければならないという感じでございますけれども、やはりこの値上げに踏み切ったのは2年かかったということをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○内野正美議長 多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の説明、質疑、採決

○内野正美議長 日程第11、議案第11号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われました。事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認め、事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第11号 平成22年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,732万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,431万9,000円といたしたいとするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、5 ページをお願いいたします。歳入につきましては、5 款繰越金、1 節繰越金、前年度繰越金4,219万8,000円を追加し、4,719万8,000円といたしたいとするものであります。

6 款諸収入、2 項受託事業収入、1 節ごみ処理受託事業収入につきましては、5 月15日から6 月10日まで、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村で構成している小川地区衛生組合から家庭系ごみ427.49トンのごみ処理依頼がございましたので、512万9,000円を補正をいたしたいとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますので、6 ページをお願いいたします。1 款議会費、1 目議会費、1 節報酬につきましては、2 月議会で議員報酬20%の削減が決定され、本年4 月から適用しておりますので、71万円を減額するものであります。

3 節職員手当等につきましては、報酬の削減に伴い、期末手当29万5,000円を減額するものであります。

9 節旅費、14 節使用料及び賃借料につきましては、本年度の議会行政視察研修は1 泊2 日で計画しておりましたが、5 月の議会運営委員会でごみ処理施設を3 カ所視察を行いたいとして2 泊3 日に決定されましたので、研修旅費34万1,000円、バス借上料39万9,000円の増額をいたしたいとするものであります。

2 款総務費、1 目一般管理費、4 節共済費につきましては、職員共済組合負担金の掛け率の変更に伴い、29万1,000円の増額をいたしたいとするものであります。

9 節旅費につきましては、正副管理者3 名及び事務局2 名分の議会行政視察の研修旅費15万円の増額をいたしたいとするものであります。

27 節公課費、公害健康被害補償予防協会賦課金につきましては、公害健康被害者に対する補償給付等の財源に充当されるもので、汚染負荷量賦課金の確定に伴い、9 万6,000円増額をいたしたいとするものであります。

3 目施設整備基金費、25 節積立金につきましては、4,776万1,000円を施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。なお、補正後の施設整備基金は、約9 億5,193万円であります。

3 款衛生費、1 目清掃総務費、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、19 節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度採用しました職員の人件費に関する補正をいたしたいとするもので

あります。

以上でございます。

○内野正美議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○内野正美議長 多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、採決

○内野正美議長 日程第12、議案第12号 平成21年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可いたします。

菅野議員。

○3番 菅野博子議員 15ページの情報公開・個人情報保護審査会委員の2名分として3万4,000円載せられていますけれども、これは審議員は何名いて、参加者が2名ということだと思うのです。2名なのか、全体をいうわけですね。全部をいうのですね。そこをお聞きします、1つは。

それから、2つ目は、17ページ、役務費の中で自動車損害賠償保険料が2万2,470円、建物火災共済保険料、いわゆる保険料とかが入っていますけれども、去年は設備機器等火災保険料が154万710円、建物火災は90万409円ということだったのですが、この保険料の掛け方と額がどう変わったのかお聞きします。

次は、21ページの一番下にセンター運営協議会補助金というのがありますね、19の負担金、補助金というの。後ろの行政報告見ますと、センター運営協議会というの2回しか開かれていませんよね。2回って書いてあるのです。これは、2回に35万円ということは、実際どういう働きをし

て、どういうことに35万円、とこに使っているのか。それから、センター運営協議会全体の予算というのは幾らなのか、そこをお聞きします。

それから、23ページにいて、一番上、東第二土地改良区補助金、これも50万、これ去年も50万ですから多分毎年30万、50万というのは決まった額が出ているのではないかと思うのですが、第二土地改良区補助金というのは、これは本来吉見町の事業としてやるものではないのでしょうか。なぜ中部環境の中で入っているのか。地元対策費とは別枠のものなのか。

それから、第二土地改良区の全体の事業費が幾らで、さらにどういうところに50万というのは使われているのか、その点をお聞きします。

それから、23ページからずっと続くのですけれども、大間の処分場ですよね、大間の処分場について、23、25と続いていますね。最終処分場借地料とか、それから次の大間に関して25ページの補償、補てんでは80万近く作物の補償料ということで、いろんな節にわたって大間に関する支出が出ていまして、足しますとかなりの、800万ぐらい、かなりの額が出ていますね、全体でいうと。先ほどの管理者の説明で、pHが県が言うのにまだまだ落ちないから、だからしょうがないのだということですが、何か私が議員になってすぐ伊田テクノスの日本でこれ以上ないというすぐれた技術の評価してやったと。それで、いわゆる行く行くは地権者にもとの状態にして返していくのだということで、多分伊田テクノスの技術の粋を集めてやったと思うのですが、少ない予算の中でかなりの、800万近くも使われているということは、これは何とかならないのでしょうか。伊田テクノスの粋を集めたというのが、できてしまえばしょうがないのだでどどん金がかかるということになってしまっていると思うのですが、そこは今後どうなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、最後に、23ページの委託料の中で上から2つ目の焼却炉等定期点検整備委託料というのが7,371万組まれています。去年は4,074万なのです。これは、定期的なものでこれだけの額が上がるのか、それとも特別なことがあって上がっていったのか。これから古くなるにつれ定期的なもので倍近く上がっていくとしたら、どこかで節約した分がまたこういうところに出ていくことになると思いますので、点検委託料の今後の方向性というのがどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後に、地元対策費で5,000万出ております。その使い道について行政報告書の3ページに5,000万の内訳については載っていますけれども、道路改良が1,345万、測量業務及び管路実施設計が505万、一番大きいのが農業集落排水が2,400万円、用地購入費が750万ということでしたが、今後どの部分がいつまで継続するのか。さらに、新規にこういう部分も出てきそうだとか、そういう見込みがあるのならこの点の今後の方向性について、最後にこれをお伺いしたいと思います。

以上です。

○内野正美議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の審議会審査委員は何名いるのかというご質問でございますけれども、審査会が3名、審議会が3名、合計6名の方をお願いしているわけでございます。

それから、2点目の21年度の建物災害共済保険、この件について、その前の年は150万、90万と2本立てであったのがなぜ一本化にしたのかというご質問と受けとめましたので、お答えします。20年度につきましては、建物災害共済保険料、設備機器火災保険料として2本立てを支出しておりました。私ども県の共済のほうに確認いたしましたら、今まで設備機器の火災保険料、県でもできるということで一本化させていただきました。それによってかなりの削減になったと。今までは2本立てだったのですが、県がすべて民間でやっていたものも引き取って、引き取ってというか、条件に基づいてできますよということで、240万ぐらいかかっていたのですけれども、140万ぐらいにしたということで、約100万ここで浮かしたということでございます。

もう一点は、運営協議会でどのように使っているのかという35万の補助金でございますが、この組織については吉見町の副町長、地元の議員さん、それに構成市町の担当課長、それに地元の方々6人の入った合計13名で組織している運営協議会でございます。これの決算をとということでございますが、21年度の決算で31万8,281円支出しております。これの主なもの行政視察研修でございます。運営協議会のメンバーとしても、新しい施設とかいろんなところを見たいというご要望がございますので、視察をしたということでございます。

それから、第二土地改良区の総予算、古い資料ですけれども、20年度の決算について申し上げますと、第二土地改良区の収入済額は約636万3,000円でございます。支出済額約500万円でございます。このように、第二土地改良区というのはどこなのだとということでございますが、今会員が506名おります。対象面積は213ヘクタール、主なものはその第2排水機場、ここを管理運営していただいております。これは、菅野議員さんは吉見町にあるべきものだという、補助金はどうだというようなご指摘をされましたけれども、吉見町さんもこの第二土地改良区には多大な補助をしております。川島町さんもしています。これはなぜかというと、このエリアは大変低いのでございます。だから、冠水したときに機場の運転、すべて地元の方がやってくさるとい生命と財産を守る施設と私は認識しております。

以上でございます。

それと、大間処分場、この案件につきましては、平成19年度まで2,500万円の水抜き料がかかっておりました。BODをきれいにするには水を抜かなければならないということで、毎年2,500万の浸出水処理費を計上しておったのですが、先ほど菅野さんも言われましたように、フロートバイオシステムがBODを下げるシステムがあるということで、議会のご理解をいただいて、地権者のご理解をいただいて、今水をきれいにしていると管理者の諸報告にもございましたが、やっているところでございます。いつごろ開始するのかということになりますと、これは管理者の諸報告にも

ありましたように、pHの問題が浮き上がってまいりました。これは今後県と協議して、以前はそういう問題はなかったのですが、県からそういうご指摘をいただいたと諸報告にもございましたが、それは今後何とかしてでも努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、地元の対策の方向性、この案件につきましては、やはり議会のご理解をいただいて、22年度から2,500万という計上をさせていただいておりますけれども、今後地元対策を吉見町さんと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

回答漏れはないでしょうか。

〔「回答漏れは、焼却炉等の定期点検整備委託料が3,300万ついているわけですが、これはどうなのかということが」と言う人あり〕

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 大変申しわけございませんでした。以前修繕と点検委託料を別にやっておりました。以前の決算書を見ていただければわかるのですが、それを吉見町さんの指名委員会に、私も指名委員会ございますので、吉見町さんをお願いして、指名委員会にかけて業者選定をしています。中部環境独自で業者選定はしておりません。承認をいただいて業者を選定しております。その中で、委員の方から、同じ業種みたいだから、同じようなものだから一本化したほうが経費が安くなるのではないかということで、一本化することによってかなりの、菅野議員さん足したと思うのですが、一本化することによって20年度と21年度の修繕のと委託料の分を足すと相当な金額になります。約9,000万近くになる、8,000万。それを一本化することによって経費は少なく同じことができるということで一本化させていただいた、それが中部環境の努力でございます。

以上でございます。

○内野正美議長 菅野議員。

○3番 菅野博子議員 今のとそれから先ほど言った建物災害共済と設備の共済ですけれども、県に聞いたりして今回安くなったということですね。そうすると、以前はどうだったのでしょうか。たびたび一部事務組合ではこういう制度があつてなかなか知られていないということなのではないでしょうか。ごみの焼却場ってそんなに市町村でもいっぱいあるわけではありませんので、安くできるよという情報がどう提供されているのか。いつからそういう制度が始まっていたのか。そういう情報伝達がどうされていて、本来もっと安くなった部分があるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、センター運営協議会ですが、21年度、31万8,281円の運営協議会は支出だということですね。そのほかは視察だということですが、補助金が35万出して、支出が31万8,281円ということは、補助金で視察に行って余っていて、さらに繰越金を出しているのでしょうか。余るほど補助金を出すというのは、私は行政として不適切だと思いますし、総額が何かあると思うのです。自治体から出ている何かというのは、その基礎部分から出す部分の会費なりなんなりあるものでは

ないですか。全部行政におんぶにだっこで運動体を運営するなんていうのは、ちょっとそれは行政上どうかと思うのですけれども、35万上げたのに31万8,281円しか支出していないというのは、運営補助金のあり方というものをやはり見直すべきではないかなと思うのです、先ほどの答弁が間違えていなければ。

それから、東第二土地区画整理補助金も636万3,000円のうち500万ぐらいの支出にとどまっているというのは、これも補助金の、50万ですけれども、補助金出しているのは、繰越金として残されているのか。えてして例えば、ここはわかりませんが、自治会の例えば自治会連合会に30万補助金を出しているとしたら、支出を出したときに補助金以上に繰り越しがあると、次の年さつどの自治体も削りますよね。余るほど補助金出すことはない。それ私は当然だと思っていますので、運動量に見合った補助金というのは適正なものだと思いますので、この点は、これは管理者にお聞きしますけれども、ここに決算の収支報告書が出ないからわかりませんが、そういうのを本来見直すときが来ているのではないかと私は思うのですが、そこら辺はいかがなのでしょう。

それから、大間の問題では伊田テクノスが技術の粋を集めたというのを私は聞いた気がするのです。安くしてくれたと。大変伊田テクノスを持ち上げていたと思うのですが、伊田テクノスが参入するについては何らかの疑惑のようなものもあるということもちょっと仄聞したこともあるのですが、技術の粋が今後どう生かされるのか、そこら辺についての答弁がありませんでしたので、お聞きします。

それから、5,000万については、地元対策費、2,500万というのをどこにどうするというのではなくて半分出そうということで決めたわけですけれども、やはりどういう部門に必要だから2,500万でなると思うのです。道路整備等というふうに今回も交付金の内容を限定して出しているわけですから、先ほど聞いたようにどの部分への今後の支出が必要なのかという、それとも道路になるのを関係なく、一般会計に入れるのだから全体で使ってもらって今後どんどん出していくのだと、そういう方向なのか、そこら辺を聞きたいと思います。

○内野正美議長 新井管理者。

○新井保美管理者 ご質問中、私へのご質問の東の第二土地改良区の補助金の関係でございますけれども、100万も繰り越しがあるといふことですが、これ今事務局長からお答えを申し上げましたとおり、主たる事業は排水事業、水が出たときの水を排水する事業です。この排水の回数が多いと、これでは大きな赤字になってしまいます。去年はたまたま排水の回数が少なかった。それで余剰金が出た、このように理解しております。

○内野正美議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 保険料に関する情報提供はどうかというご質問でございます。民間の機器の保険を150万ほど今までやってまいりましたが、それを見積もりの段階で値上げをしたいという話がありました。しかしながら、私どもは耐用年数が過ぎてくるのに何でそんなに上がるのという

ことでいろいろ協議しました。では、県に聞いてみようというのが私どもの独自の発想、向こうから情報が来たわけではないのです。そこまで民間と、今までずっと民間でやっていたから、でもそこに見直しをかけようと。私どもの税務の内容を申し上げたら、県がそれは全部共済組合のほうでできますよと。今までは民間でやっていたことを、確かに何もなかったから問題ないのですけれども、もし起きたときのための保険料ですから、ただそこで100万弱が浮いたというのは、民間が上げてきたからでございます。それが私どもの行動に走ったと。あそこはこういうことをやって安くなりますよという要望ではございません。

以上でございます。

それと、運営協議会の補助金ですけれども、31万8,000円の支出については、行政視察研修に不参加が出たからでございます。何人かの欠席者が出たために35万に至らなかったということでございます。

それから、大間処分の伊田をどうされるのかということでございますけれども、この関係については、私どもの懸案事項だったBODにつきましてはもう相当クリアしております。画期的なものでございますと今でも言えるものと認識しております。しかしながら、新たにpHの問題が出たということを今後クリアしていかなければならない。いつ返せるのか、それも早急という言葉はいつも使っておりますけれども、早急に返還できるように努力してまいりたいと考えております。

それから、負担金の2,500万でございますが、先ほども申し上げましたように、やはり地元対策を議会の議員さん皆様方がご理解いただいて、半分でもやっていくべきだという中で吉見町さんと協議をして、どこでもかしこでもということではございません。はっきりした場所を行政報告書にも明記しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○内野正美議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○内野正美議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行ってまいりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○内野正美議長 多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり認定いたしました。

◎議会行政視察実施について

○内野正美議長 日程第13、議会行政視察実施についてを議題といたします。

視察内容について事務局長より説明をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議会行政視察研修（案）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。期日は平成22年11月10日、11日、12日の2泊3日でございます。視察先は、10日、愛知県名古屋市鳴海工場、11日、大阪府岸和田市貝塚市清掃施設組合「岸貝クリーンセンター」、12日、静岡県浜松市、浜松市西部清掃工場であります。

2 ページをお願いいたします。10日、大宮駅新幹線西乗りかえ口に9時20分の集合でございますが、まことに申しわけございませんが、集合場所までは各自の実費でお願い申し上げます。大宮駅9時38分発であります。鳴海工場を13時から2時間の視察を予定しております。宿泊地には17時30分到着予定であります。11日、8時30分に出発し、岸貝クリーンセンターを10時から2時間の視察を予定しております。宿泊地には17時30分に到着予定であります。12日、9時に出発し、浜松市西部清掃工場を10時半から1時間30分の視察を予定しております。北本駅に17時44分、鴻巣駅に17時48分到着予定であります。

視察先の詳細につきましては、3 ページ、4 ページに記載してございますが、本年度の視察先は規模が大きく、処理方式の違う新しい施設を計画させていただきました。

以上でございます。

○内野正美議長 ただいま事務局長より視察内容についての説明がありましたが、何か質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 質問なしと認めます。

お諮りいたします。議会行政視察の案のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内野正美議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会行政視察を日程のとおり実施することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくをお願いいたします。

◎管理者あいさつ

○内野正美議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただきまして、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございます。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいているところでございますが、供用開始以来27年目を迎えておりまして、施設も老朽化してきております。ご案内のとおり、施設整備検討委員会から今後の施設整備に向けて、施設規模については、「より効率的、経済的な施設規模として300トン以上が望ましいと考え、広域化が必須」という内容のご提言をいただいております。

施設の更新時期を迎えております近隣市町及び一部事務組合では、当組合の広域化について非常に関心が高まり、諸報告で申し上げましたとおり、多くの団体から参画の申し出のあるところがございます。しかしながら、新施設建設に当たって極めて重要な要件の一つは立地場所であり、立地場所の地元住民のご理解、ご協力でございます。また、立地場所によっては広域化の枠組みにも影響が生じることは必須であります。立地場所は、現在未定でございますが、広域化の枠組みと同様、慎重に考えていかなければならないと、このように受けとめております。

一般廃棄物の処理は、現代社会において欠かすことのできない重要な業務であります。住民生活に支障を来すことのないよう、今後の施設整備に向けてなるべく早い時期に新施設建設検討委員会を設置してまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、議員皆様のより一層のご活躍とご健勝を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○内野正美議長 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○内野正美議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成22年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

大変ありがとうございました。

（午後 零時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年10月22日

議 長 内 野 正 美

署 名 議 員 現 王 園 孝 昭

署 名 議 員 大 澤 芳 秋

署 名 議 員 神 田 隆